

特定有害廃棄物等の輸入等の規制に 関する法律の施行状況

環境省



環境省の報告によると、平成 15 年 1 月から 12 月までの「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)」の施行状況は以下のとおりでした。

日本からの輸出

- ・ 相手国へ通告 11 件 18,822 トン(昨年 6 件 8,202 トン)
- ・ 輸出の承認 5 件 10,502 トン(昨年 3 件 3,400 トン)
- ・ 輸出移動書類の交付 37 件 6,510 トン(昨年 12 件 824 トン)

輸出相手国:韓国・ベルギー・ドイツ・スイス

品目:鉛スクラップ・ハンダ等、目的は金属回収

日本への輸入

- ・ 相手国から通告 16 件 9,253 トン(昨年 22 件 7,378 トン)
- ・ 輸入の承認 19 件 8,562 トン(昨年 17 件 9,734 トン)
- ・ 輸入移動書類の交付 71 件 4,812 トン(昨年 42 件 2,505 トン)

輸入相手国:フィリピン・シンガポール・インドネシア・タイ・マレーシア・中国・韓国

品目:ガラスカレット(ブラウン管のくず)・銅スラッジ・銀スラッジ・電子部品スクラップ・含銅灰・廃バッテリー等、目的はガラスや金属の再生利用

尚、バーゼル法に基づく行政処分については、平成 14・15 年とも 0 件でした。

注意)同様の貨物を複数回に分けて輸出入する際は、通告及び承認を 1 年分まとめて行うことができます。また、特定有害廃棄物等の運搬には、随時経済産業大臣から移動書類の交付が必要です。

資料:2004 年 3 月 26 日付 環境省ホームページ

支援事業部 尾崎 将道

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

